

【オーストラリア】2024年国防（豪州軍事秘密情報保護）改正法

専門調査員 海外立法情報調査室 内海 和美

* 2024年4月、1903年国防法を改正し、豪州の軍事秘密情報やその他の関連情報が外国の軍事組織や政府機関へ漏えいすることを防止するための法律が制定された。

1 背景

豪州では既に、外国により軍事秘密情報が収集されるリスクを回避し、対処するための立法措置が存在する。具体的には、現職及び元職の連邦公務員・豪州国防軍（Australian Defence Force: ADF）将兵等が職務を通じて作成・入手した秘密情報等の漏えいの禁止（刑法典¹第122.1条第1項）、外国政府等への軍事訓練の提供の禁止（同第83.3条第1項）等である。

しかし、2021年9月15日に、豪英米3か国による、インド太平洋地域における外交・安全保障・防衛の新たな協力枠組み「AUKUS（オーカス）」²の創設が発表され、英米との協力体制を推進するためには、安全保障上の懸念材料となり得る技術（sensitive technology）や情報の保護と、そのためのセキュリティ基準の更なる強化が必要とされた³。

このような中、2022年11月9日、マールズ（Richard Marles）国防大臣は、同年10月に中国政府が ADF の元パイロット对中国へ軍事関連の訓練を行うよう働きかけた可能性があることを明らかにした⁴。同大臣は、ADF 等での勤務を通じて豪州の秘密情報を得た者は、勤務終了後も、情報が「秘密」である限り保持し続ける義務があり、豪州の秘密情報を守るために可能な限り最も強固な枠組みを構築することが重要であると語った⁵。

2024年4月8日、主に1903年国防法⁶を改正し、元国防スタッフ（former defence staff members. 後述）及びその他の豪州国民等による軍事秘密情報やその他の関連情報の漏えい等を防止するための法律（2024年国防（豪州軍事秘密情報保護）改正法⁷。以下「改正法」）が制定された。施行日は同年5月6日である。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年9月9日である。

¹ 1995年刑法典法（Criminal Code Act 1995, No.12, 1995. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04868/latest/text>>）の附則に刑法典（The Criminal Code）が規定されている。

² AUKUSの協力項目は、①情報・技術共有の深化、②安全保障・防衛関連の科学、技術、産業基盤、サプライチェーンの統合深化、③安全保障・防衛能力に関する協力強化である。最初の取組として、豪州の原子力潜水艦取得を英米が支援する方針が示された。防衛省編『防衛白書—日本の防衛— 令和5年版』2023, p.136. <http://www.cleasing.mod.go.jp/hakusho_data/2023/pdf/R05010306.pdf>

³ “House of Representatives Bills, Defence Amendment (Safeguarding Australia’s Military Secrets) Bill 2023, Second Reading Speech,” *Parliamentary Debates*, 2023.9.14, p.7127. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/27169/0005/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁴ “Statement on Efforts to Recruit Former ADF Pilots,” Richard Marles, 2022.11.9. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/8871775/upload_binary/8871775.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22media/pressrel/8871775%22>

⁵ “Press Conference,” The Hon. Richard Marles MP, 2022.11.9. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/8871782/upload_binary/8871782.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22media/pressrel/8871782%22>

⁶ Defence Act 1903, No.20, 1903. <<https://www.legislation.gov.au/C1903A00020/latest/text>>

⁷ Defence Amendment (Safeguarding Australia’s Military Secrets) Act 2024, No.20, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00020/asmade/text>> 連邦政府は、同法は元国防スタッフ等の外国軍事組織等での就労等の制限を意図したものではないとしている。“Safeguarding Australia’s Military Secrets.” Defence, Australian Government website <<https://www.defence.gov.au/business-industry/industry-governance/safeguarding-australias-military-secrets>>

2 改正法の概要

改正法は、全3か条（略称、施行日等）及び附則2編から成り、主要な改正は附則第1に規定される。具体的には、1903年国防法に「第IXAA章 外国の軍事組織又は政府機関のための業務の遂行又は訓練の提供」（第112条～115P条。全18か条）が追加され、「外国就労許可（Foreign work authorisation）」制度が創設された。主な内容は次のとおりである。

（1）外国就労許可制度

外国の軍事組織・政府機関のために、又はこれらに代わり業務（work. 軍事・非軍事を問わない。）の遂行や訓練（training）の提供を行う者は、国防大臣に外国就労許可を申請することができる（第115C条第1項、第4項）。外国とは、同大臣が委任立法により「関係国（relevant foreign country）」ではないと決定した国⁸以外の国である（第115条第3項）。同大臣が外国就労許可の可否を決定する際には、次の事項を考慮しなければならない。①個人が国防スタッフとして行った業務の種類・役割、②国防スタッフであった期間の長さ、③国防スタッフの時にアクセスした情報の種類、④許可された場合に業務を行うことになる軍事組織・政府機関等（第115C条第5項）。同大臣は、当該業務の遂行・訓練の提供が、豪州の安全保障、防衛又は国際関係を害すると合理的に判断した場合、外国就労許可の付与を拒否しなければならない（同条第8項）。外国就労許可の有効期間は、3年を超えてはならない（同条第10項）。

（2）外国就労許可が必要な者

外国の軍事組織等で業務や訓練を行うために外国就労許可が必要な者は、①「外国就労制限対象者（foreign work restricted individual）」及び②①以外の豪州国民又は永住者である。①は、過去に国防スタッフだったが現在は異なる者（第114条第1項）である。国防スタッフとは、ADF司令官・副司令官、陸海空軍司令官、ADF将兵、国防次官、国防省職員、潜水艦長官、同庁職員等である（第113条）。ただし、国防スタッフの時の役職を離れてから一定期間が経過した場合には、外国就労制限対象者ではなくなる⁹（第114条第2項）。

（3）罰則及び罰則の適用除外

外国就労許可を得ず、①外国就労制限対象者が外国の軍事組織・政府機関のために、又はこれらに代わり業務（訓練を含む¹⁰。）を行った場合、20年以下の拘禁刑となり（第115A条第1項、第2項）、②外国就労制限対象者以外の豪州国民又は永住者が外国の軍事組織・政府機関に対して、又はこれらに代わり訓練を行い、その訓練が「国防・戦略物資リスト」¹¹第1部に含まれる物品・ソフトウェア・技術に関する訓練である場合、20年以下の拘禁刑となる（第115B条第1項、第2項）。①、②ともに、提供する業務や訓練が、人道的援助や国連・赤十字国際委員会の公務遂行の目的で行われる場合には、罰則は適用されない（第115A条第6項、第115B条第6項）。罰則の適用は、2024年8月7日からである（改正法附則第1第2項、第3項）。

⁸ 「関係国ではない」国とは、カナダ、ニュージーランド、イギリス、アメリカの4か国である。Defence (Non-relevant foreign country) Determination 2024. <<https://www.legislation.gov.au/F2024L00518/asmade/text>> これらの国は、豪州とともに「Five Eyes（ファイブ・アイズ）」（信号情報に基づく国家安全保障上の情報収集活動に関するUKUSA協定に基づく機密情報共有の枠組み）の構成国である。

⁹ 例えば、国防次官や陸海空軍パイロット、国防省情報通信技術部門の職員は10年である。Defence (Non-foreign work restricted individual) Determination 2024. <<https://www.legislation.gov.au/F2024L00519/asmade/text>>

¹⁰ “Revised Explanatory Memorandum: Defence Amendment (Safeguarding Australia’s Military Secrets) Bill 2023,” Senate, 2022-2023-2024, p.9. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7087_ems_fc3afb60-2677-4bcc-9cf5-6e98732f06f0/upload_pdf/Revised%20EM_JC012492.pdf;fileType=application%2Fpdf>

¹¹ Defence and Strategic Goods List 2024. <<https://www.legislation.gov.au/F2024L01024/asmade/text>> 第1部は軍需品リストとなっており、口径20ミリ未満の滑腔銃、口径12.7ミリ以下の自動小銃等がリストアップされている。